

## お済みになりましたか 軽自動車などの廃車や 名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は平成26年度の軽自動車税は課税されません。

軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄された方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車についての各種手続きは、販売店または下記窓口へお願いします。

### ▼原動機付自転車（125cc以下）

#### 小型特殊自動車

周防大島町役場 各総合支所・出張所

### ▼軽自動車2輪（125超～250cc以下）

山口県軽自動車協会

☎083（922）8877

### ▼2輪の小型自動車（250cc超）

山口運輸支局 ☎050（5540）2073

### ▼4輪軽自動車

山口県軽自動車検査協会

☎083（924）0542

### ◆問い合わせ

税務課 ☎0820（74）1008

## 家畜飼養者の皆さまへ

◎全ての反芻獣・豚・馬・家禽は1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の宮崎県における口蹄疫や全国各地での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病予防法が改正され、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、平成23年より家畜や家禽の所有者は、毎年1回、飼養している家畜や家禽の頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となりました。

《対象家畜》牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし（1頭以上）

《対象家禽》鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも（1羽以上）

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

小規模飼養者とは、

●牛・水牛・馬 — 1頭

●鹿・羊・山羊・豚・いのしし — 5頭以下

●鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも — 99羽以下

●だちょう — 9羽以下

◆報告期限 3月7日(金)

◆提出場所 農林課または各総合支所、出張所

※報告書の様式につきましては、周防大島町役場 農林課までお問い合わせください。または農林水産省の家畜伝染病予防法の改正HPからもダウンロード出来ます。

◆問い合わせ 農林課 農林振興班 ☎0820（79）1002  
東部家畜保健衛生所 ☎0820（22）2416

## — 庄南ビーチおよび嵩山展望台周辺管理者を募集します —

○庄南ビーチ

■募集人数 1名

■作業内容など

庄南ビーチの管理および清掃（トイレ清掃・草刈りなど）

※草刈機、燃料等作業に必要な物品は作業員負担とします。

○嵩山展望台周辺

■募集人数 1名

■作業内容など

嵩山展望台周辺の管理および清掃（清掃・草刈りなど）。

※草刈機、燃料、ゴミ袋等作業に必要な物品は作業員負担とします。

《共通事項》

■応募資格

募集の作業内容が可能な18歳以上の方。（未成年の場合は契約の際に保護者の同意が必要となります。）

■委託期間

4月1日(火)から平成27年3月31日(火)（業務成績が良好な場合は期間を更新することがあります。）

■面接日・場所 別途通知します。

■申し込み期限・方法

2月28日(金)午後5時までに履歴書を郵送もしくは持参してください。但し、提出された履歴書の返却はいたしませんので予めご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町大字久賀5134

商工観光課 公共施設管理班

☎0820（79）1003